

最終更新日：令和2年3月30日

「健やか親子21（第2次）」応援メンバー規約

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標を示し、関係機関・団体、企業等が一体となって推進する国民運動です。「健やか親子21（第2次）」（平成27年度～令和6年度）では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、未来を担う子どもたちを健やかに育てるための、さまざまな取組を提示しています。

1. 目的

「健やか親子21（第2次）」応援メンバー（以下「応援メンバー」という。）とは、すべての子どもが健やかに育つ社会を目指して、国民運動である「健やか親子21（第2次）」を一体となって推進していく地方公共団体・企業・団体・大学（部局含む）等（政治団体及び宗教法人を除きます。）のことであります。

「健やか親子21（第2次）」応援メンバー規約（以下「本規約」）は、応援メンバーが活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

2. 応援メンバーの登録資格

- (1) 地方公共団体・企業・団体・大学（部局含む）等（政治団体及び宗教法人を除きます。）が応援メンバーに登録できます。本登録にあたり、費用はかかりません。
- (2) 以下（3）に規定される申込書の提出をもって、「健やか親子21（第2次）」の趣旨に沿った活動の推進に努めること、及び本規約（更新後の内容を含む）を遵守することに同意したものとします。
- (3) 登録を希望する地方公共団体・企業・団体・大学（部局含む）等は申込書を「健やか親子21（第2次）」事務局（以下「事務局」）に提出し、事務局が資格を確認した上で応援メンバーとして登録されます。
- (4) 公序良俗に反する営業を営むもの、または事務局及び厚生労働省が応援メンバーとして不適当と認めたものについては、事務局はその申込を受理しない、または、登録後であっても、事務局及び厚生労働省より「健やか親子21（第2次）」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、登録を取り消されることがあります。
- (5) 応援メンバーの担当者及びその連絡先などに関する情報は事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。

- (6) 応援メンバーの担当者及びその連絡先などに関する情報に変更があった場合は、すみやかに事務局に連絡してください。

3. 応援メンバーの有効期間

応援メンバーの有効期間は、登録年月日から当該年度末（3月末日）までとし、当該有効期間終了の2ヶ月前までに、応援メンバーから登録辞退の申し出または事務局からの有効期間終了の指示がない限り、翌年度へ自動更新され、以後も同様とします。

4. 活動内容

- (1) 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に資する活動を行います。
(2) 応援メンバーは、活動の報告として、健やか親子21（第2次）ホームページ上の「取組のデータベース」に取組の内容を随時ご登録ください。

※「取組のデータベース」とは、応援メンバーの活動を報告する場であり、取組内容の情報共有を目的にしています。

- (3) 公序良俗に反する営業を営むもの、特定の政治活動や宗教活動に利用する疑いがあるもの等は「取組のデータベース」に登録することはできません。また、事務局及び厚生労働省が不相当と認めたものについては、「取組のデータベース」への登録申請があっても事務局はその登録申請を承認しない、または、事務局による承認後であっても、事務局及び厚生労働省より本データベースの趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、登録を取り消されることがあります。
(4) 応援メンバーは、事務局から要望があった場合には、適宜アンケート調査にご協力ください。

※アンケートは、「健やか親子21（第2次）」の推進やアンケート実施以降の計画立案に資する資料の収集などを目的とするものです。アンケートの回答内容は統計的に処理し、組織が特定されるような形式で結果公表することは一切ありません。

5. シンボルマーク「すこりん」の使用等

- (1) 応援メンバーは、健やか親子21のシンボルマークである「すこりん」を、健やか親子21に関わる普及啓発に無償で使用することができます。
(2) 応援メンバーの保有するウェブサイト上、広報その他活動において、健やか親子21シンボルマーク「すこりん」を提示することができます。
(3) 応援メンバーは、「すこりん」の使用にあたり、『すこりん』使用規程を遵守してください。
(4) 「すこりん」の使用可能期間は、健やか親子21（第2次）の計画期間

内において、上記2による登録年月日から上記3.に規定される応援メンバーの有効期間の終了までとします。

6. 指導等

事務局は、応援メンバーまたはその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該応援メンバー等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) 「すこりん」使用規程に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
例)「すこりん」を商品に添付し、詐欺行為を行った場合
例)「すこりん」の使用において、「健やか親子21(第2次)」の趣旨とは明らかに異なる場合
- (3) 活動報告に虚偽、または「健やか親子21(第2次)」の信頼を傷つける内容が含まれている場合
- (4) その他「健やか親子21(第2次)」の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

7. 登録の取りやめ等

- (1) 応援メンバーは、事務局に対し、規定の辞退届を提出することにより、いつでも応援メンバーの登録を取りやめることができます。なお、この場合、上記5.(4)に定める「すこりん」の使用可能期間にかかわらず、登録を取りやめた後は、「すこりん」を使用してはならないものとします。ただし、「すこりん」の使用可能期間中に「すこりん」を使用して作成した印刷物、その他制作物については、事務局に在庫数量を報告の上、当該在庫に限り使用できるものとします。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、応援メンバーの過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、「健やか親子21(第2次)」に関する活動に利用することができるものとします。

8. 資格の取消

事務局は、応援メンバーが次のいずれかに該当する場合、当該応援メンバーの登録資格を取り消すことがあります。

- (1) 倒産、解散したとき
- (2) 「健やか親子21(第2次)」に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (3) 第三者に活動を強制したり、疑わしい行動で利益誘導を行ったりしたと

認められるとき

- (4) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (5) 応援メンバーが本規約または「『すこりん』使用規程」に違反し、事務局による是正勧告に従わない場合
- (6) 活動報告の内容に虚偽または健やか親子21の信頼を傷つける内容が含まれており、事務局により是正勧告に従わない場合
- (7) 反社会的組織とのつながりが発見された場合
- (8) 事務局の事前の書面による承諾なく、本規約上の応援メンバーの地位及び本規約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡若しくは移転し、または担保に供した場合
- (9) 他人名義での申請、その他虚偽の申請内容が判明した場合
- (10) その他、健やか親子21及び事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

9. 規約の改訂

本規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

附則

本規約は、平成30年2月28日から施行します。

本規約は、令和2年3月30日から施行します。